

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の一部改正)

第 1 条 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正 14 年告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項ただし書を削る。

(熊本市職員共済組合条例の一部改正)

第 2 条 熊本市職員共済組合条例（昭和 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条ただし書を削る。

(熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 35 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書を削る。

第 28 条第 2 項中「所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）第 9 条」を「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 22 条」に改める。

(熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 4 条 熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 39 号）の一部を次

のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例第25条第1項、熊本市職員共済組合条例第23条、熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例第11条第1項及び熊本市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行った担保の提供について適用し、同日前にこの条例による改正前のこれらの規定により行った担保の提供については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項又は附則第71条第1項の規定により株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けの業務のために前項に規定する各条例の規定に規定する権利を担保に供することを妨げない。

(提出理由)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。